

6月定例会の議案質疑等の内容

6月定例会（6月6日から26日まで開催）では、市長提出議案9件のほか、議員提出議案2件、請願1件を審議しました。質疑、討論の主な内容は下記のとおりです。

ネイチャーランド浦山条 例の廃止

趣旨 利用者の減少や施設の老朽化等が課題となっていることから、ネイチャーランド浦山を廃止し、普通財産とした後に民間活力を導入し、施設の有効利用を図るもの。

問 利用者の減少について施設の老朽化以外の原因は。

答 夜間営業がないこと、開園期間が限られていることなど、原因が考えられる。

問 今後の当該施設の有効活用としての具体案、計画はあるのか。

答 休園の情報を市ホームページで見た民間企業より連絡があった。今後市からの運営費が出せない等、諸々の事情を踏まえて公募の中で運営企業を募っていききたい。

子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部改正

趣旨 子ども子育て支援法施行令が一部改正されたため、保育料のうち認定こども園の幼稚園部分および新制度へ移行した幼稚園の利用者のうち、市民税所得割額が7万7100円以下の第3階層の上限額を引き下げるもの。当該施行令の一部改正に

伴う、世帯数と利用者負担額の引き下げに伴う総額についてはいくらか。

答 世帯数は把握していないが、対象児童数は公立幼稚園分7人、認定こども園分60人の合計67人である。総額については現在のところ試算していない。

税条例等の一部改正

問 「導入促進基本計画」に基づき行われた一定の設備投資について固定資産税の特例を受けるものだが、ゼロにした根拠は。

答 中小企業の税制面をサポートすることにより、企業の積極的な設備投資を促進することを目的としている。

問 合計所得金額を125万円から135万円に改めるということは、納税者の控除対象が広がったという認識か。

答 障がい者等の市民税非課税範囲判定基準の引き上げとなる。施行期日は33年1月1日。

職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正

趣旨 埼玉県人事委員会の「職員の失職の特例に関する意見」に基づき、市職員の失職についても、「禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるもので、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要がある」と認めるときは、その職を失わないものとする「特例を制定するもの。

問 この条例を適用する例としてどのような事案を想定しているか。

答 刑事処分上の過失による交通事故を想定している。ボランティア活動並びに地域活動中の事故も適用とする。

介護保険条例の一部改正

趣旨 附属機関等の委員の選任に関する指針に基づき、介護保険運営協議会を組織する人数を改正するもの。

問 各代表委員選任人数に「以内」という文言が記載されている。委員の減員を推察させるがその理由は。

答 公募委員の募集現状を踏まえている。また附属機関の運営に必要最小限の人員で構成するため。

指定管理者に指定する団体の変更（吉田龍勢会館、吉田元氣村、吉田山達の里、城峯山ふれあいの森、秩父事件資料館、大瀧郷路館、大瀧特産品販売センター、大瀧温泉遊湯館及びバイシクルモトクロス場）

趣旨 「(株)龍勢の町よしだ」と「(株)源流郷おたき」が「(株)ちちぶ観光機構」との合併に伴い、指定管理者に指定する団体を変更するもの。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

趣旨 学童保育室の放課後児童支援員が、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いについて明確化するほか、放課後児童支援員の資格要件を拡大するもの。



の様子（本庁舎4階）

憲法9条改定に反対する
意見書の提出を求める請
願

討
論

賛
成

歴史的な米朝首脳会談も行われ友好へと転換させるために努力することで合意した。再び海外で戦争する国にしないためにも憲法9条改定に反対する意見書の提出に賛成する。

賛
成

現行の憲法9条に自衛隊を明記する規定を追加することは、集団的自衛権の一部行使の容認を追認することを意味する。集団的自衛権の行使要件は、広範かつ曖昧であり、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理に反する。このような状況で自衛隊を憲法に明記すれば、当の自衛隊員こそが複雑な立場に置かれてしまうことになる。集団的自衛権の一部行使を認める閣議決定と安全保障法制の成立、それに続く憲法改正案は、我が国の政府が長い年月の中で培ってきた憲法の規範性を著しく損なうものであり、政治的な姿勢として全く容認できるものではなく、意見書の提出に賛成する。

賛
成

「正義と秩序を基調とする国際平和主義を誠実に希求する」とした日本国憲法の9条は、今や「世界の平和常識」になりつつある。日本は、世界が平和のための歴史的な一歩を踏み出すようとしている今こそ、世界に向かつて二度と戦争をしないと誓った平和憲法を持つ国として、世界が希求する平和への道を率先して後押しする立場に立つべきだと考えているため、意見書の提出に賛成する。

反
対

憲法への自衛隊明文化が戦争へ進むとの懸念は、良識ある多くの国民を信頼せず憲法改正は悪であるとレッテル貼りをするもの。ドイツでは憲法改正が50回以上行われており、より現実に即した憲法になっっている事を考えれば我が国においても憲法改正論議が起ころうことは必然であることから、意見書の提出に反対する。



請願・陳情の提出方法

請願は住民の基本的権利であり、官公署または議会等に対していろいろな希望を提出することができます。また、請願をしたためにいかなる差別的待遇も受けないことが憲法で認められています。

請願・陳情を市議会へ提出する場合は、下記の様式で作成し、議会事務局へご持参ください。

※郵送の場合は要望書としての取扱いとなります。

1. 請願・陳情の件名
(「〇〇に関する請願」または「〇〇に関する陳情」)
2. 要旨・理由
(内容は簡単明瞭に)
3. 請願・陳情者の住所、氏名および押印
(多人数で請願・陳情する場合は、必ず代表者を決めてください。)
4. 請願は1人以上の議員の紹介が必要です。紹介議員の署名または記名押印を受けてください。陳情書も様式は請願書と同じですが、紹介議員は必要ありません。
5. 請願・陳情の提出はいつでも受け付けますが、当該市議会定例会にかかるものは、事務処理の都合上、市議会定例会の招集初日の正午までに提出をお願いします。
6. 請願書・陳情書の様式は、A4判縦、横書きでお願いします。
7. 詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

表 紙

請 願 書

紹介議員

氏 名 ㊟
(署名または記名押印)

文 例

〇〇に関する請願

〇〇〇.....

趣旨

〇〇〇〇〇.....

説明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇.....

上記請願します。

平成〇年〇月〇日

請願者(代表者)住所

氏名 ㊟

秩父市議会

議長 〇〇〇〇 様

請願者が多人数の場合

〇〇に関する請願者名簿

住 所	氏 名	印



6月定例会本会議

